

船舶免許の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書

小型船舶の免許取得者数は近年急増しており、2021年度では7万4,575人が新たに取得している。この国家試験に臨むための実技教習時間は、国が定める登録教習所で1人当たり僅か4時間であることに加えて、実技国家試験の合格率は約96%と極めて高い。そして、海上保安庁が認知した船舶事故の隻数は、令和2年度で1,940隻、そのうち、プレジャーボートの事故数は全体の60%となっており、プレジャーボートが海難事故の半数以上を占めている。

また、先般発生した北海道知床の遊覧船沈没事故では、多くの人命が失われたが、この船長が持つ旅客の輸送を行う国家資格「特定操縦免許」の取得は、講習を受けるだけで試験がなく、技術も知識も問われない。つまり、大臣が国家資格を発行する上で、不適格者の排除がなされていない。

さらに、今回の事故においては、運行管理者に操縦経験も実務経験もないことや、船に救命いかだが取り付けられていなかったことなどが事故の大きさにつながったのではないかと報じられている。

国土交通省は、今回の事故を受けて、全国の事業者に対し、緊急監査を行ったが、査察を実施する運行労務監理官が船舶免許を持っておらず、海の安全知識に乏しいなど、国の安全意識の低さも併せて指摘されている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項について、実現するよう強く要望する。

記

1. 小型船舶操縦士免許試験について、国の管理のもと、内容の充実と厳格化を図り、必要に応じて不適格者を排除する仕組みに改めること。
2. プレジャーボートや水上オートバイによる事故を防止するため、安全航行と停泊管理の義務づけを強化すること。
3. 遊覧船等の旅客を乗せた船舶事故防止の観点から、講習の受講のみで取得できる特定操縦免許については、旅客運送契約を遂行する免許として取得基準を厳格化すること。
4. 特に寒冷地において運行される遊覧船等について、救命いかだの搭載義務づけを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

大 阪 府 茨 木 市 議 会